

# 准三宮について

—その沿革を中心として—

樫 山 和 民

## 一、はじめに

准三宮は、准三后とも記され、准后とも称されるが、天皇の勅に基づいて与えられる特殊な待遇、もしくはその待遇を受けた人を指し、九世紀半ばの藤原良房以来十九世紀に至るまで、千余年に亘る長い歴史を持つ。この准三宮について、『広辞苑』では「平安時代以降、皇族や上級公卿に、三宮（太皇太后宮・皇太后宮・皇后宮）に准じて、年官・年爵を給与した経済的優遇法。後には年官・年爵なく、名だけの優遇法となった。」と解説して、准三宮に対する一般的理解を示している。

ところで、准三宮には古来より高い関心が払われており、時々の問題意識に依りて比較的多くの史料が伝えられ、主な史料は『古事類苑』に、准三宮を帝母・准母・後宮・親王・内親王・撰関大臣・清華・武臣・撰関大臣室家・僧徒の十種に分けられ手際よく整理されている。<sup>(1)</sup> また、古くは新井白石が『准后考』において、准三宮をその身分によって撰関准

三宮・内親王准三宮・御母代准后・女御准后・法親王准后・武臣准后・將軍家准三宮・法中准三宮・清華准三宮の九種に類別し、夫々の起源と簡単な解説を試みたものがある。<sup>(2)</sup> 准三宮に給付される年官・年爵については、八代国治の先駆的業績「年給考」<sup>(3)</sup> や、時野谷滋氏の「年給制度の研究」<sup>(4)</sup> がある。しかし、未だ准三宮制全般に及ぶ本格的な研究はなく、准三宮の歴名も、江戸時代に柳原紀光が著した『統史愚抄』において、該書の記述範囲に当る龜山天皇から後桃園天皇の間に宣下された准三宮名が列記されているが、<sup>(5)</sup> 期間が限定されているのみならず、その間にあっても遺漏が多く不十分である。そこで本稿では、まず准三宮の歴名を提示し、准三宮となった人を手がかりとして准三宮宣下の歴史的経緯と時代的特質を考察し、准三宮の意義と沿革を明らかにしたい。

なお、本稿では説明の便宜上、准三宮を皇族か否か、僧か俗かによって類別し、次の五類型を設定した。すなわち、A撰関もしくはその経歴者（撰関准后と称する）、B出家に非ざる皇族（皇族准后と称し、その大部分が内親王であることから内親王准后とも言う）、C皇族以外の後

宮（後宮准后と称する）、D 僧籍にある者（皇族・非皇族を含み、僧徒准后と称する）、E その他の准后、の五種である。A～E の一覧表は一括して本稿末尾に掲出した。また本表では、史料の上で准三宮と記されている場合には、宣下日を確認できなくとも参考のためにおおよその位置に表記した。

## 二、准三宮宣下の展開

### A、摂関准后

准三宮の宣下は、清和天皇の摂政藤原良房をもって嚆矢とする。良房は文徳朝に太政大臣に任じ、清和天皇が九歳で踐祚すると引続き政権を掌握し、天皇元服後の貞観八年（八六六）には人臣最初の摂政に補された。ついで貞観十三年（八七一）四月十日、天皇はこの良房に帝王の祖母・母・妻に准ずる待遇を与え、外祖父への尊崇の意を示した。すなわち、清和天皇は「朕外祖父太政大臣藤原朝臣、風粟沈遠、器度淹凝、摘膝之寄攸帰、擿計之任是重、朕自在襁褓、頼其保生、義為君臣、恩過父母、蓋有不世之功、須受非常之寵」と勅して、外祖父良房の「不世之功」を賞揚し、封戸三千と隨身兵仗として内舍人二人、左右近衛・左右兵衛各六人および帯仗資人三十人を給し、三宮に准じて年官を付与した。<sup>(6)</sup> 勅にはこの待遇が「先帝之遺詔」に基づくものであると記されているが、文徳朝に見られない新規の待遇であったことは、良房の辞表中に

「何擬三宮以新制」とあることから明らかである。<sup>(7)</sup> なお、良房は宣下後に四月十四日・十八日・五月六日の三回に亘って上表して准三宮の待遇を辞退したが、天皇の聴すところとはならなかった。<sup>(8)</sup>

准三宮の第二例は、陽成天皇の摂政藤原基経である。基経は良房の兄長良の子で、良房の遺跡を継ぎ、天皇とは外舅の關係に当る。元慶六年（八八二）二月一日、天皇は良房の故事に倣って基経に年官・年爵を給し、隨身兵仗を旧の如く安堵した。<sup>(9)</sup> その後、光孝・宇多・醍醐の三代に亘って摂政・関白の補任が行われず、准三宮宣下も中断したが、朱雀天皇は藤原忠平を摂政に任じ、元服後の天慶二年（九三九）二月二十八日准三宮とした。<sup>(10)</sup> 忠平は三月および四月の二度、上表して准三宮を辞したが、聴された形跡はない。ところで、准三宮の成立以前、臣下が高位高官に補され、あるいは封戸や隨身の待遇を受けた場合、上表して辞退する儀礼が慣例化されており、准三宮宣下も上表の対象とされたものであろう。基経や藤原兼通<sup>(4)</sup>（准三宮一覧表中の整理番号を示す。以下同じ）には上表を示す史料がないが、藤原兼家<sup>(5)</sup>・藤原道長<sup>(6)</sup>・藤原頼通<sup>(7)</sup>・藤原忠実<sup>(9)</sup>・近衛家実<sup>(10)</sup>はいずれも宣下後に上表して辞意を表明した。<sup>(12)</sup> しかしその後は、摂関准后の上表も次第に行われなくなっていた。<sup>(13)</sup>

摂政・関白もしくはその経歴者に対する准三宮宣下は、その後明治維新期まで続き、三十八例を数えた。これを宣下時の地位および天皇との關係からみれば、ほぼ三つの時期を画して展開したと言えよう。

初例の藤原良房<sup>(1)</sup>から藤原頼通<sup>(7)</sup>に至る間は、いずれも宣下時に現任

の摂政または関白であると同時に、天皇とは外祖父または外舅の関係にあった。後に近衛家実(10)が「夫以准三宮之儀、昔起自忠仁公、其余流之中、今当于第九人、治曆以往七人、上賞之礼、皆外祖也、亦外舅也」と述べているように、頼通に至る間は天皇と直接の縁につながっていることが、宣下資格とされていたのである。なお、堀河天皇の摂政藤原師実(8)は准三宮の待遇を固辞して隨身兵仗のみを受けたため、前引の近衛家実を始め、後世に師実を准三宮の例としない者もあるが、師実に宣下の配慮が下されたことは明らかであり、『華族系譜』等も准三宮と明記しており、参考のために表示した。この師実も、堀河天皇の生母藤原賢子が白河天皇の後宮となるに当ってその養父となっており、天皇の縁戚関係にあった点を留意しておきたい。ついで崇徳天皇の宣下を蒙った藤原忠実(9)は、天皇の父鳥羽天皇の皇后泰子の父に当り、近衛家実(10)も後堀河天皇の皇后長子の父で、忠実と同様の関係である。また九条道家(11)は四条天皇の外祖父に当っていた。なお、師実以降は准三宮宣下の間隔が開いているが、これは摂関政治の衰退に伴ない、天皇との縁戚関係を持つ者が摂政や関白に補任されなくなったためであり、忠実は院政を行う上皇との縁によって宣下され、四条天皇の行った二件の宣下も、先ず上皇と縁の深い家実を准三宮となし、一ヶ月後に天皇の外祖父道家に宣を下したものである。忠実・家実・道家は、いずれも宣下時には現任の摂関ではなく、忠実・家実は、家実が言う如く、当時重きをおかれていた外祖・外舅の関係ではないが、いずれも天皇と縁でつながる点で、頼通(7)

以前の宣下条件に通じていた。

しかし、後円融天皇の宣下を受けた二条良基(12)は、天皇と何ら縁戚関係を持たない前関白の立場にあった。良基は当代屈指の文化人で、將軍足利義満に朝儀典礼を指南するなど、義満との関係も深く、康暦元年(一二七九)の関白再任や、永徳二年(一三八二)の摂政補任に際しては義満の推薦を得ており、准三宮の宣下にも義満の力があったものと思われる。ついで応永二十二年(一四一五)、一条経嗣(13)が准三宮となったが、その勅に「依功勞授爵級者、王道之令典也、以剛柔佐政化者、摂関之彝範也、関白従一位藤原朝臣者、朝之重臣、国之元老也、而今不加褒章、向後定貽譏機」と記されているように、外戚関係は直接の宣下理由とはされず、「朝之重臣、国之元老」に対する褒章が宣下の表面的な理由とされてきたのである。非外戚の摂関准后は後陽成朝まで続き、この時期には宣下数も大幅に増加し、後奈良天皇が四件の宣下を行うなど、天皇一代の間に数件の宣下が行われるに至った。

その後、江戸時代初期には宣下数も減少したが、中期に及び再び宣下例が増し、天皇との縁戚関係にある准三宮が輩出した。この時期にも、宣下の勅には縁戚関係を示す語は見られないが、二条吉忠(14)が後桜町天皇の外祖父に当るのを始め、配偶者である女御の父(近衛家熙(15)・一条兼香(16)・近衛内前(17)や、東宮の外舅(一条道香(18)・東宮後宮の父(鷹司政熙(19))の如き例もみられ、鎌倉時代までに行われていたような天皇の縁戚関係にもとづく宣下が復活した。また、この時期に特徴的なことは、

近衛家久<sup>(29)</sup>のように薨去に臨んで宣下される例が相継ぎ（一条兼香<sup>(30)</sup>・一条道香<sup>(31)</sup>・九条尚実<sup>(34)</sup>）、二条吉忠<sup>(32)</sup>の如く三十三回忌に際して宣下された特殊な例もある。

## B、皇族准后

出家に非ざる皇族で准三宮となった者は六十二例を数えるが、親王は一例のみで、他の六十一例は内親王・女王に対する宣下である。

その初例は康子内親王で、天曆八年（九五四）三月村上天皇の勅を蒙り、次の資子内親王は、天禄三年（九七二）十二月円融天皇の宣下を受けたが、両内親王は共に宣下を行った天皇の同母姉に当り、既に一品に叙されていた。両内親王に対する勅書は伝存せず、宣下の理由を明示できないが、康子内親王は村上天皇にとって一人の同母姉で、宣下の二ヶ月前に生母穩子が崩じており、未婚の皇姉への優待策に出たものと推察される。ところで新井白石は、内親王准三宮の初例に資子内親王を挙げ、<sup>(20)</sup>『古事類苑』も康子内親王を准三宮として例示していない。しかし、康子内親王は『一代要記』に准三宮として明記され、<sup>(21)</sup>『西宮記』巻十五の「天曆八年六月十九日、一品康子内親王令左中将朝成奏辞封戸・年官年爵之表」<sup>(22)</sup>の記事から、准三宮宣下に対して辞表を上っていることが知られるなど、准三宮とされたことは明瞭であり、本稿では康子内親王をもつて皇族准后の初例とする。

花山天皇の永観二年（九八四）十二月に准三宮となった恵子女王<sup>(3)</sup>

は、前記二者と趣を異にする。女王は円融天皇の摂政藤原伊尹の室で、天皇の外祖母に当る。伊尹の薨後に出家していたが、宣下の勅に「朕外祖母王氏、礼法在心、閨闈垂範、朕当幼日、早别先妣、祖母視朕亦猶子、朕報祖母未如親」<sup>(23)</sup>と記されている通り、女王に対する宣下は「外祖母王氏」に対する孝養に出るものであり、花山天皇の踐祚の年に、外祖母として准三宮の宣下に与つたものである。

十一世紀に入ると、皇族准后は皇女に対する宣下が中心となった。脩子<sup>(4)</sup>・禎子<sup>(6)</sup>・章子<sup>(7)</sup>・馨子<sup>(8)</sup>・祐子<sup>(9)</sup>・良子<sup>(10)</sup>・聡子<sup>(11)</sup>・媿子<sup>(12)</sup>・令子<sup>(14)</sup>の各内親王がその例で、脩子内親王への勅に「二品脩子内親王者朕<sup>(13)</sup>之長女也、長宮之月早隔已為偏雲、中殿之風漸養自有穠李、天性之愛一時難施、是以立權制」<sup>(24)</sup>とみえ、一条天皇が皇女脩子内親王に対する情愛から、経済的処遇策として准三宮の待遇を適用したものである。この時期の皇女への宣下は、表Bからも明らかのように五歳以下の幼時に行われることが多く、章子内親王<sup>(7)</sup>や祐子内親王<sup>(9)</sup>のように着袴を機として宣下されていることも一つの特色である。

十一世紀末からは、皇女に対する宣下に代って皇姉妹に対する宣下が主流となり、十二〜十三世紀にピークをなした。宣下対象がこのように変化した理由を的確に示す史料はないが、叡子内親王<sup>(19)</sup>への勅は「某内親王者朕小妹也、受鍾愛於茅洞、致鞠育於椒房、（中略）朕今思穆親之厚意、将強殊常之寵光、宜訪旧典、以准三宮之儀」<sup>(25)</sup>と述べて、天皇の親に対する報恩と皇妹への鍾愛に基づいていることを表白している。

なお、内親王に対する准三宮宣下が急増した十一〜十三世紀の間、皇族准後に伊勢の齋宮、賀茂の齋院と関係する例の多いのが注目される。すなわち、馨子内親王(8)が准后宣下を蒙り、同日引続き齋院に卜定されたのを初例として、禎子(16)・統子(18)・礼子(28)の各内親王が宣下と同日に齋院とされた。また齋宮に対する宣下例として良子(10)・善子(15)・爾子(27)・熙子(29)・利子(30)・愷子(39)・権子(52)各内親王が、齋院退下後の宣下例として篤子(13)・式子(23)・範子(25)各内親王があり、准三宮宣下後に齋宮となった媍子(12)・禔子(17)各内親王や、齋院となった令子内親王(14)の如きケースもある。しかし、齋宮・齋院がすべて宣下を受けた訳ではなく、宣下の基準は明らかでない。

また、内親王にとって准三宮は最終的な待遇ではなかった。十一世紀以後、准三宮である内親王が成長後に入内して立后をみた例は、禎子(6)・章子(7)・馨子(8)・篤子(13)・姝子(21)各内親王と多く、その後、門院号を宣下されて女院となる事例も多い。さらに、いわゆる非妻后の皇后の初例となった媍子内親王(12)のように准三宮宣下後に皇后に冊立され、ついで女院に転ずる例もあり、内親王にとって准三宮の宣下は、准三宮↓三宮、准三宮↓女院、准三宮↓三宮↓三宮↓女院の如く身位を転上させる出発点をなすに至った。また、建長三年(一一五一)に禮子内親王(39)が准三宮宣下の当日に永安門院の号を賜わって女院となつて以来、准三宮宣下は女院号宣下に先立って行われる名目的なものとなり、後宮の間にも広まって行った。この間の事情は、橋本義彦氏の「女院の意義と沿革」<sup>(26)</sup>に

詳らかである。

なお、いわゆる俗親王に対する准三宮宣下は、寛弘八年(一一〇一)六月の敦康親王(5)に対する宣下のみである。親王は一条天皇の第一皇子で、関白藤原道隆の女皇后定子を母とするが、左大臣藤原道長の女中宮彰子を母とする第二皇子敦成親王(後一条天皇)の立太子を目前にして准三宮とされた。この間の事情は、藤原行成が「今左大臣者、亦当今重臣、外戚其人也、以外孫第二皇子、定応欲為儲宮、尤可然也」<sup>(27)</sup>と述べているように、敦成親王の外祖父道長の画策に出たことは明白であり、敦康親王は一条天皇の皇后定子と中宮彰子をめぐる藤原氏の政争に敗れて皇位への道を閉ざされ、准三宮とされたものと言えよう。

### C、後宮准后

皇族以外の後宮で准三宮となった事例は五十一を数え、皇族准后について多い。また、被宣下者がほぼ平均して全時代に及んでいる点、他の類型と異なる特徴である。

後宮准后の初例は、永承六年(一一〇五)七月に後冷泉天皇の宣を受けた藤原敏子である。敏子は関白藤原教通の女で、永承二年(一一〇四)後冷泉天皇に出仕したが、すでに後一条天皇の皇女皇子内親王が中宮の位にあり、敏子の三年後に入内した関白藤原頼通の女寛子も、その翌年皇后に冊立された。敏子はその五ヶ月後に准三宮とされたもので、この宣下により後冷泉天皇の三人の後宮の地位は確定した。後冷泉天皇は先

帝後朱雀天皇の女御藤原生子<sup>(2)</sup>をも准三宮としたが、その年時は不明で、永承五年(一〇五〇)三月二十六日に従一位に叙されてから天喜元年(一〇五三)に出家するまでのことと推定される。<sup>(29)</sup> ついで、後三条天皇の宣下を得た源基子<sup>(3)</sup>や白河天皇の宣下を受けた藤原道子<sup>(4)</sup>も、歿子と同様准三宮宣下によって後宮内の序列が定まったケースである。このように後宮准後の初期は、天皇と配偶関係にあり、後宮内で皇后宮・中宮に次ぐ立場にある者を准三宮としたものと考えられる。しかるに、安徳天皇の准母藤原通子<sup>(7)</sup>以後は、天皇の生母もしくは准母を准三宮とする例が多く、後光厳天皇以降は、江戸時代中期に中御門天皇の宣下を受けた櫛笥賀子<sup>(42)</sup>に至るまで、庭田朝子<sup>(43)</sup>・万里小路房子<sup>(44)</sup>・鷹司房子<sup>(45)</sup>を除く十四例の准三宮が、宣下を行った天皇もしくは先帝の生母(いわゆる国母)である。しかし、中御門天皇が女御近衛尚子<sup>(46)</sup>を准三宮となしてからは、再び配偶の関係にある女御への宣下が中心となった。後宮准後のこのような宣下の動向は、後宮制度の変遷と密接な関連を持ち、別途に考察すべき重要な問題ではあるが、本稿との関係で若干の特色を指摘する。すなわち、摂関政治の全盛期に独自の展開を遂げた後宮の制度も、後三条天皇以後に摂関家の子女の入内が減少すると、清華以下の公家の子女が国母となるケースが増加し、鎌倉時代末期からは皇后の冊立も行われなくなった。<sup>(30)</sup> 摂関政治の衰退期に皇后に次ぐ地位にある後宮に対する身位的待遇として機能していた後宮准後は、次第に出自の低い国母に対する処遇策となって江戸時代に及んだが、十七世紀初頭

に摂関家からの入内も再び行われるようになると、摂関家出身の後宮を天皇の在位中に准三宮となし、讓位後に新帝が皇太后に冊立し、ついで女院となすケースが生み出され(二条舎子<sup>(44)</sup>・一条富子<sup>(45)</sup>・近衛維子<sup>(46)</sup>・鷹司祺子<sup>(48)</sup>)、出自が清華以下の後宮には、国母になり得た場合に限り准三宮を宣下したのである。

なお、後宮准後にも皇族准後と同様に、准三宮↓三宮↓女院のような身位転上の道が開かれていたことは、初例の藤原歿子以来の例に徴して明らかであり、穠子内親王(B35)が准三宮宣下と同日に女院号を宣下されると、後宮准後にも及び、正応元年(一二八八)に洞院愔子<sup>(49)</sup>がこの例を踏んで以来十三例を数えた。

#### 3. 皇族出身者 D、僧徒准後

この類型に整理できる准三宮は、皇族出身者十六例(表Dのa)、非皇族出身者四十一例(表Dのb)を数える。その初例は三条天皇皇子性信親王(a1)である。親王は寛弘八年(一〇一一)親王宣下を受けて師明と称し、寛仁二年(一〇一八)出家して性信と号した。永保三年(一〇八三)二月、宮中において修した孔雀経法の功により二品に叙され、ついで准三宮となったものと考えられるが、その年時は不明である。<sup>(31)</sup> なお、出家者に対する宣下は、性信親王より先に数例存在する。寛和二年(九八六)に准三宮宣下を受けた藤原兼家(A5)は正暦元年(九九〇)五月八日に出家するが、『日本紀略』によれば同月十三日に「入道太政

大臣任人賜爵准三宮、依旧不改<sup>(32)</sup>」の勅が下され、藤原道長(A6)も准三宮宣下後の寛仁三年(一〇一九)三月に出家し、五月には再び准三宮の宣下を受けた<sup>(33)</sup>。この兩例は、撰関准后が出家によって形式的にせよ俗界を離れたために、既得の准三宮待遇の継続を確認するために下された再宣下であり、本稿ではこの兩例を僧徒准后の表中には掲出していない。しかし、性信親王は兼家の事例を先例として准三宮の宣下を受けており、すでに出家者に対する准三宮宣下の先例とされていたのである。

公家出身の僧徒に対する宣下は、延応元年(一二三九)に宣下を受けた仁和寺法助を嚆矢とする。法助は九条道家の息男で、『百鍊抄』に「今日准后<sup>(輪子)</sup>封戸、被讓申仁和寺阿闍梨法助、即被下勅書了<sup>(34)</sup>」と記す如く、すでに准三宮となっていた母藤原輪子(E7)の封戸を譲られて准三宮となったもので、法助には年官・年爵が与えられたか否かも史料の上で確認することはできず、極めて特異な事例ではあるが、宣下の背景を明らかにすることはできない。

その後南北朝期まで、僧徒に対する宣下は三例のみであったが、後小松天皇から後陽成天皇に至る間に三十八件の宣下が集中し、江戸時代には十三件に減少した。室町時代に集中した僧徒准后中、皇族出身者は常磐井宮満仁親王王子尊興(a3)以下五例で、撰関家の子弟が圧倒的に多く、また足利將軍家の子弟が義満の男四名を含み七名に及んでいることも注目されよう。勅に表われた宣下理由は、二条良基息桓教(b11)には「前大僧正法印大和尚位桓教、出於大麓之家、入于天台之室<sup>(35)</sup>」とみ

え、義満息義承(b18)には「出将宮家、入秘密室<sup>(36)</sup>」と記されて、共に出自の家柄が強調されている。『諸宗儀範』も法助(b1)から道昭(b4)までの宣下日を記した後、「尔来撰家御門跡、有徳業則任之<sup>(37)</sup>」と述べて、僧徒准后が撰家門跡を対象としている実態を突いている。

江戸時代には、後水尾天皇から靈元天皇に至る間、僧徒に対する宣下が中断し、その後に皇族出身者に対して九件、一般の僧徒に対して四件の宣下が行われて幕末に至った。この期間には徳川將軍家と特別の關係にある輪王寺宮に対する准三宮宣下が五件と多く、薨去に際しての宣下も忠誓親王(a11)等三件があり、特に永皎女王(a12)と盈仁親王(a15)は発喪を遅らせて、存命中宣下の体をもって宣下されている。

ところで、室町時代に多くの僧徒准后が生み出されたことは、牛車宣下の変遷と密接に關係しているものと思われる。牛車宣下とは牛車に乗ったままで宮門を出入することを許される特殊な待遇で、天皇から与えられる待遇という点で准三宮に通ずるものはあっても、地位的な側面は弱く、本来両者は性格を異にするものである。牛車の宣下対象は、皇族・後宮から諸臣にも及び、僧徒の間にも広まった。僧徒に対する牛車宣下は、天皇の護持僧や孔雀經法・安鎮法・太元帥法等の宮中における御修法勤修の功に対して行われるが、その初例は寛仁四年(一〇二〇)に宣下を受けた東寺長者濟信で、その後多くの宣下が行われ、十三、四世紀には四十件とピークに達した。しかし、十五、六世紀には皇族出身の僧徒に四件、一般の僧徒に一件と激減した。しかるに、十五、六世紀に

は牛車宣下と同一の事由により准三宮宣下を受ける僧徒が見い出せる。応永二十七年（一四二〇）に准三宮となった桓教（b11）は室町殿における七仏薬師法勤修の功に対する宣下であり、応永二十九年（一四二二）の滿意（b13）は禁裏の薬師法勤仕の功に対する宣下である。両者は共にそれ以前に牛車の宣下はなく、御修法の功に対して准三宮の待遇が与えられたものである。また、嘉吉二年（一四四二）の増運（b19）の宣下に際し、中原康富が「今日准后事、別無御修法之勸賞、只自武家管領京兆被執奏申之故也」と述べていることから、当時僧徒に対して広く御修法の功に対して准三宮が宣下されていたことは明らかである。すなわち、室町期には従来の牛車宣下に相当する事蹟に対して准三宮が宣下され、十五、六世紀に僧徒准后が激増したものと見えよう。

#### E、その他の准后

A、Dの類型に属さない者をこの類型に一括したが、これらはさらに、天皇の縁戚につながる者と政治的宣下の色彩の濃い者に大別でき、前者は鎌倉時代までの宣下例に該当し、第一例の撰政藤原道長室源倫子(1)は、後一条天皇の外祖母に当り、道長と同日に宣下された。第二例藤原宗子(2)は撰政藤原忠通の室で、「撰籙之嫡室、皇后之母儀」<sup>(39)</sup>の資格で宣下され、翌年には忠通の祖母藤原全子(3)も准三宮とされた。平清盛(5)・時子(6)も安徳天皇の外祖母で、同時に宣下を受け、九条道家室藤原掬子(7)も四条天皇の外祖母に当る。また、藤原貞子(8)は当時の実力

者前太政大臣西園寺実氏の室で、宗子同様皇后の母に当る。なお、平盛子(4)は天皇との関係を見い出せず、宣下理由は明らかでない。

後者の例に、足利義満(10)や足利義政(12)の如く征夷大將軍に対する宣下があったが、三条公忠は義満への宣下を「当時武家事、先規傍例等不及沙汰之上者、不能左右、莫言」<sup>(40)</sup>と難じており、武家の権宜に出たことは明瞭である。また、足利義視(13)は將軍職をめぐる義尚との抗争に敗れた後、息男義材が將軍に就任するに当って出家に及び、准三宮とされた。最後の足利將軍義昭(14)も幕府滅亡後の出家に当って宣下を蒙ったものである。足利義満室日野康子(11)は、後小松天皇の生母三条敵子(C28)の薨去した日に天皇の准母となり、准三宮となった。なお、北畠親房(9)への宣下時点は不明であるが、時に大納言に任じ、出家後の宣下であったことが『統史愚抄』延徳二年七月五日条によって知られるが、廷臣が出家後に准三宮宣下を受けた例はなく、南北朝動乱期の特殊な政情の下における稀有の事例と言えよう。

### 三、准三宮の時期的特質

これまでの考察を通して、表A、Eにおいて二百名を越す准三宮を検出し、各類型毎に独自の展開を遂げていることを明らかにした。

次にその時期的特質を整理しよう。次頁の表は、天皇毎の准三宮宣下数を各類型別に示したものである。この表から、撰関准后の類型に始ま



歴代天皇の准三宮宣下数

- ・宣下年時の明瞭な事例のみ表示した。
- ・横の二重線は大凡の時期区分を示す。
- ・「僧徒」欄の( )は皇族出身者数を示す。

天皇	准后 類型	摂関	皇族	後宮	僧徒	その他	天皇	准后 類型	摂関	皇族	後宮	僧徒	その他
清和	和	1					伏見			6	2		
陽成	成	1					後伏見						
光孝	孝						後二条			1	2	1	
宇多	多						花園			2	3		
醍醐	醍						後醍醐			3	3	1(1)	1
朱雀	雀	1					後村上						
村上	上		1				長慶						
冷泉	泉						後龜山						
円融	融	1	1				光厳			1	1		
花山	山		1				光明			1		1	
一条	条	1	2				崇光						
三条	条		1				後光厳				1		
一条	条	1	2			1	後円融	1			1		
朱雀	雀		2				後小松				1	2	2
冷泉	泉	1		2			称光	1			1	4	
三条	条		1	1			後花園	1			1	7	
河	河		3	1	1(1)		後土御門	3			2	5	2
堀	河	(1)	2				後柏原	1				1	
鳥羽	羽		1				後奈良	4			1	3(1)	
崇徳	徳	1	2	2			正親町	2			1	2	
近衛	衛		1			2	後陽成	3			1	2	1
白河	河		1				後水尾			1	1		
二条	条					1	後光明				1		
高倉	倉					2	後西元				3		
安徳	徳			1			東山			1	1	2(1)	
鳥羽	羽		4	1			中御門	1	1		2	1(1)	
土御門	門		2	2			桜町	1			1		
順徳	徳		1				桃園	1			1	1(1)	
後堀河	河		1	1			後桜町	2			1		
四條	条	2	2		1	1	後桃園	1		1			
嵯峨	峨		2	1			光格	2	1			3(3)	
後深草	草		2			1	仁孝	1		3		3(2)	
龜山	山		3				孝明	1	1	2		3(1)	
後宇多	多		1	1			明治	1					

る准三宮宣下が、宣下対象を拡大して皇族准后・後宮准后・僧徒准后に及んでいく経過や、各類型に対する宣下がある時期に集中しながら展開していく情況が判然とする。このような准三宮宣下の推移を、前節で指摘した各類型の宣下動向を加味しながら、次に示す五期に分けて検討する。第一期は、初めて准三宮の宣下が行われた清和天皇から堀河天皇に至る時期、第二期は鳥羽天皇から後醍醐天皇に至る時期、第三期は北朝における光厳天皇から後円融天皇、南朝における後村上天皇から後龜山天皇に至る時期、第四期は後小松天皇から後陽成天皇に至る時期、第五期は後水尾天皇以降准三宮宣下の消滅に至る時期である。宣下動向によるこの時期区分は、政治史の上では、計らずもほぼ第一期が摂関政治の時期、第二期は院政の開始と武家政権の誕生により公武対立の激化した時期、第三期は南北朝分裂期、第四期は室町・戦国期、第五期は徳川政権期に相当し、准三宮の歴史においても特徴ある展開を示した。

第一期は、清和天皇によって開始された准三宮の宣下が、外戚関係にある摂関を中心に継承され、村上天皇が未婚の皇姉を、後冷泉天皇が配偶関係にある後宮を、白河天皇が入道親王を准三宮となして宣下対象を拡大していった時期に当り、准三宮の成立期ないしは定着期と言えよう。摂関准后の類型では、現任の摂政もしくは関白で、しかも天皇とは外祖父または外舅といった極めて近い縁戚関係にある者が宣下を蒙っており、准三宮宣下の叡慮を固辞して受けなかった藤原師実も養外祖父の関係にあった。藤原伊尹室恵子女王や藤原道長室源倫子も共に宣下を行

った天皇の外祖母に当っており、この時期の准三宮宣下は天皇との身内の関係が重視されていた。また、天皇の未婚の同母姉に対する宣下によって始まった皇族准后は、皇女へと宣下対象を移して宣下数を増し、後宮准后に対する宣下は、天皇の女御を対象とすることによって後宮の序列化に与かった。

十一世紀に至り、准三宮宣下も次第に増加の傾向を示したが、濫授との批判もみられた。すなわち、長和四年（一〇一五）、三条天皇の皇女で中宮妍子を母とする禎子内親王を准三宮に、皇后媛子を母とする提子内親王を一品に叙す議が起ると、藤原実資はその日記『小右記』において、当時すでに一品の親王は敦康・脩子・敦明の三方、准三宮は敦康・脩子の二方があり、品階・准后の濫授であると批難したが、その背景には、実資が「大納言書状云、昨日左相府以右衛門督被奉皇<sup>(道)</sup>后宮、若儲式事<sup>(編)</sup>、亦年中可有中宮・女親王准后事云々」と記したように、左大臣道長の画策があつた<sup>(41)</sup>ことは明らかである。この事実を、前述の敦康親王の准三宮宣下の事情および道長夫妻に対する准三宮宣下が後一条天皇の母后彰子（道長女）の仰せによることと併せて考える時、准三宮の宣下は摂関政治の全盛期に藤原氏の実権者や藤原氏出身の後宮によって左右されていたことが明らかになる。

第二期もまた、藤原氏の力が准三宮宣下の動向に大きく影響した。その第一は、摂関准后の激減に表われている。院政の開始にともなう摂関家の衰退により、摂関家では旧来のような天皇との強い縁戚関係を維持

できなくなり、崇徳・四条兩朝において准三宮とされた藤原忠実・近衛家実・九条道家は、この時期に天皇と縁戚関係を持ち得た数少ない事例だったのである。第二期の摂関准后はこの三例で明らかのように、依然として天皇との縁戚関係を宣下要件としていたが、いずれも現任の摂関ではなく、摂関経歴者に対する褒章を宣下の表向きの理由とするに至った。第二は後宮准后における宣下対象の変化である。すなわち、摂関家からの入内の減少により、出自の低い国母が増加した結果、第一期における天皇の配偶者に対する宣下から、天皇もしくは先帝の生母に対する宣下ないし先帝の後宮に対する宣下へと宣下の対象が移行した。

また、第二期は内親王に対する宣下が盛行を極めた時期で、皇姉妹を中心に多くの宣下例がある。第一期には主に皇女を宣下対象としたため、准三宮となった後に入内立后する例も散見したが、この時期には准三宮宣下後に入内立后をみた例は二条天皇皇后妹子内親王だけとなり、十一世紀後半に堀河天皇が白河天皇皇女姫子内親王をいわゆる非妻后の皇后に冊立し、のちに郁芳門院の号を賜わって女院となして以来、准三宮から非妻后の皇后に立つ例も多く、准三宮は内親王および後宮の一種の身位として機能した。

この時期を宣下件数からみれば、内親王准后および後宮准后を中心に展開した極めて特色ある時期と言えよう。

第三期は、南北朝の動乱期に当るために史料上の制約があり、全般にわたる特色を示すことは困難である。

第四期は、摂関准后と僧徒准后に宣下が集中し、宣下条件も従来とは全く異なる特徴を示した。この変化の発端は、足利將軍家と二条摂関家に対する宣下である。これより先、後光厳天皇によって前関白二条良基が准三宮とされたが、先述の如く、良基は將軍足利義満と特殊な関係にあり、この宣下に義満が画策したであろうことは想像に難くない。その後摂関准后の類型では二条良基の類縁者への宣下が続いた。すなわち良基の息男一条経嗣、その子一条兼良、および二条持通が相ついで宣下を受け、僧徒准后でも良基の子息である良玄以下四名が准三宮となった。

また將軍家においては、足利義満が永徳三年（一三八三）後小松天皇によって准三宮とされた後、義満の室日野康子、仏門に入った法尊以下四人の息男が相ついで准三宮となった。このように足利氏とその庇護を受けた二条家への宣下が繰返されたのである。この間摂関准后においては天皇との縁戚に基づく宣下から朝政功勞者に対する宣下へと変化し、摂関経歴者が対象となったため、同一の天皇が数件の宣下を行い得ることとなった。またこの時期に独自の展開を遂げた僧徒准后においては、摂家門跡を主な宣下対象とし、従来は宮中御修法の功等によって牛車宣下に与かっていた者が准三宮とされたため、宣下数は急増した。このような両類型に対する宣下の濫発は、准三宮の価値を相対的に低下させ、准三宮宣下は著しく形骸化していった。その結果として准三宮競望の風も引き起こされている。その例として、僧徒准后における桓教・増運はいずれも武家の執奏によって宣下され、摂関准后近衛尚通も本人の奏請で

勅許されたものである。<sup>(44)</sup> また『守光公記』によれば、永正十一年（一五四）前関白鷹司政平が「准后事愚老年来大望候、雖宜致斟酌、依近例連綿上者、一身強不可守株欵、何況暮齡已滿七旬、朝榮可期何時哉」と准三宮宣下を請うているが却下された例もある。

なお、後宮准后は第二期同様天皇の生母に対して宣下されているが、配偶の關係にある後土御門天皇典侍庭田朝子、正親町天皇典侍万里小路房子は死に臨んで宣下に預かった特殊なケースである。またこの時期に内親王に対する宣下のなかったことも大きな特色と言えよう。

第五期の当初は、新たな統治体制を整備する徳川幕府と後水尾天皇の間で一時朝幕關係が緊張したが、尔後、幕府主導の下に両者の關係は次第に安定し、朝廷の各種儀礼も古制に復する方向で整備された。准三宮の宣下数も朝幕間の緊張期に一時減少したが、十七世紀後半から宣下例も増加し、摂関准后においては天皇との縁戚關係に基づく宣下が復活し、内親王准后における皇姉妹への宣下、後宮准后における配偶者への宣下も行われ、第一期の宣下要件への復帰を思わせる。しかし、このような動向の中にも新たな傾向が指摘できる。すなわち、内親王准后において、立后が定まった東山天皇女御幸子女王や、入内後に光格天皇の皇后に冊立されることが治定した欣子内親王に対する宣下の如く、立后を前提とした准三宮宣下の新例がみられ、後宮准后では長らく途絶えていた摂関家子女の入内が再開されると、天皇の在位中にそれらを准三宮となし、讓位後に皇太后に転上するケースが生まれた。

また、薨去に際して准三宮となる例がこの時期に集中している事は、他の時期と比較して際立った特徴である。これより先、十世紀に藤原兼通（A4）が病危急に及んで宣下を蒙り、十五世紀には承道親王（D4）が薨日に准三宮となるなどの先例はあるが、この時期には摂関准后の類型で近衛家久・一条兼香・一条道香・九条尚実の四例、皇族准后において孝子内親王、後宮准后において園国子・櫛笥隆子・近衛尚子の三例、僧徒准后において忠養親王・永皎女王・盈仁親王の三例が薨去に際して宣下を受けており、薨去後に准三宮を追贈された例としては、摂関准后の二条吉忠、後宮准后の櫛笥賀子・勸修寺嫡子の三件がみられるが、<sup>(46)</sup> これらの諸例は死者に対する榮譽としての准三宮の名目的宣下であると言えよう。

#### 四、結びにかえて

これまで、准三宮宣下の沿革を中心として江戸時代末期に至るまでの考察を進めてきたが、最後に明治維新以後の准三宮制消滅に至る過程を概観しておきたい。

慶応三年（一八六七）十二月九日の王政復古により、摂政・関白・征夷大將軍・議奏等の官職および内覧・勅問・撰錄・門流が廢止されたが、<sup>(47)</sup> 准三宮は廢止の対象とはならなかった。ちなみに、王政復古時の准三宮は、宣下順にみると、孝明天皇女御九条夙子・前関白鷹司政通・随心院

増護・桂宮淑子内親王の四人である。ついで明治元年（一八六八）三月十八日、九条夙子は皇太后に冊立され、同年九月十八日、夙子の父前関白九条尚忠が准三宮とされた。その後准三宮とされた事例はなく、同年十月に鷹司尚通が薨じ、同四年八月には九条尚忠が、八年十一月には増護が薨じ、十四年十月の淑子内親王の薨去をもって、准三宮の生存者は絶えた。この間、明治三年（一八七〇）桂宮家から「准三宮制廃止意見書」<sup>(48)</sup>が提出されたが、廃止の沙汰が下された形跡はなく、准三宮の称がその後とも用いられていたことは、増護の死を記録した明治八年の『公文録』<sup>(49)</sup>に准三宮の語が使用されていることから明らかである。

その後、近代的な皇室制度が模索される過程で、准三宮が論議の対象となった。すなわち、明治十一年（一八七八）、右大臣岩倉具視は、太政官に対して憲法取調のために儀制局の設置を建言し、<sup>(50)</sup>憲法・規則・儀式・雑件の四部一四三件から成る調査儀目を示した。准三宮に関する項目として、規則の部に「准后・女御・女官 現今呼名可廃」、雑件の部に「庶出皇子大統継承ノ後其国母ニ准后宣下如何」の二項を掲げ、旧来の准三宮呼称の廃止と、支系から踐祚した天皇の生母に対する身位として検討対象に挙げたが、建議に対する公式の見解をとりまとめるまでには至らなかった。<sup>(51)</sup>ついで明治十六年七月、井上毅は左大臣熾仁親王の諮詢に答えて「准三宮制意見」<sup>(52)</sup>を提出し、「准三宮之制ハ実ニ君臣ノ分ヲ乱リ僭上ノ漸ヲ啓キタルモノ」と論じて、新たに准三宮を設けることに反対の意を示した。その後、准三宮制が論議されたことはない。

さて、以上の考察によって、准三宮宣下は、年官年爵および封戸を給与する経済的な優遇策であると同時に、准三宮は字義通り三宮に准ずる高い地位と見做されて、一種の身位をなしていたことは明らかである。ところで准三宮の持つ後者の役割について、従来はほとんど考慮が払われてこなかったと言えよう。しかし、准三宮の歴史的意義を問う場合、准三宮の身位的役割は極めて重要な意味を持つと思われるので、この観点からの整理を試みて本稿を結ぶこととする。

准三宮は、平安時代初期、清和天皇の摂政藤原良房を嚆矢とし、次第に現任の摂関から内親王、後宮、出家の親王、摂家門跡、摂関経歴者、武家等に及んでいった。宣下の資格は、平安・鎌倉時代においては、臣下の場合、外祖・外舅の如く天皇との深い縁戚関係にあることを必要とし、皇族の場合は未婚の皇姉妹や皇女が対象とされ、後宮に対しては配偶関係にある女御や先帝の女御および国母を対象とした。しかし、南北朝の動乱期を経て室町時代に入ると、外戚関係にある臣下への宣下例はみられなくなり、非外戚の摂関経歴者と僧徒および武家への宣下が激増した。また後宮への宣下は天皇の生母が主対象となって減少し、皇族に対する准三宮宣下はみられなかった。ついで江戸時代には、朝幕関係の安定した十七世紀後半から、平安・鎌倉時代の宣下資格に該当する事例が多くなり、摂関准后と後宮准后を軸とする宣下が行われた。

准三宮に派生する身位的待遇の側面は、天皇との肉親・配偶関係にある皇族（内親王）准后や後宮准后と、臣下である摂関や僧徒等の准后と

では、自ずとその役割を異にしていた。すなわち、摂関以下の准后においては、藤原良房に対する宣下が、人臣最高の地位である摂政太政大臣に任じている良房に対して、人臣とは一線を画する字義通り三宮に准ずる高い待遇を与えることが目的であったことに端的に示されるように、臣下に対する最も高い待遇として独自の価値を有し続けた。一方、内親王に対しては、当初は未婚の皇姉妹や皇女を三宮に准じて一般の親王の上位に位置付け、後宮に対しては皇后（中宮）に次ぐ地位として後宮内の序列を確定する役割を荷っていたが、次第に典侍・女御↓准三宮↓三宮↓女院に至る身位転上のルートに組み込まれ、内親王・後宮に共通して一種の身位として取扱われるに至った。

しかし、十三世紀半ばから、内親王・後宮への准三宮宣下が、女院となすための前提条件として、女院号宣下の当日に女院号宣下に先立って実施されるに至り、身位としての実態を失って形骸化した。摂関准后も、十五世紀に非外戚の准后が輩出して相対的価値を低めたが、准三宮は宮中で高い座次を与えられる等、准三宮にふさわしい礼遇に与っていたため、摂関経歴者や足利將軍家が准三宮宣下を競望しており、榮譽ある待遇の評価は失われていなかったと言えよう。江戸時代には宣下資格も古制に近づき、後宮の身位としての機能も復活している。

また、准三宮は千年に亘る長い歴史を、政治体制の変化と摂関家を始めとする主要な政治勢力の消長と照応する形で独自の展開を遂げていることも指摘したが、その実態は未解明で残された問題が多い。諸先学の

御教示を得て今後を期したい。

註

- 1、『古事類苑』封祿部七、三三三～三四九頁、准三宮の項。
- 2、『白石全集』六、四五九～四六四頁。
- 3、『史学雑誌』十一ノ五・七・八（明治三十三年）、のち『国史叢説』所収。
- 4、『律令封祿制度史の研究』（昭和五十二年）所収。
- 5、『統史愚抄』目録一（『新訂増補国史大系』15、三五～三八頁）。
- 6、『日本三代実録』十九、貞観十三年四月十日条。
- 7、同書、貞観十三年四月十八日条。
- 8、同書、当該日条。
- 9、同書、当該日条。
- 10、『貞信公記抄』当該日条、『公卿補任』朱雀天皇天慶二年。なお『日本紀略』は正月二十八日条に掲げているが、前記二者により二月を採る。
- 11、忠平の三月の上表は『小右記』寛仁三年六月十九日条、四月の上表は『本朝世紀』天慶二年四月二十六日条によって確認できる。
- 12、兼家の上表は『国史大系本』『本朝文粹』一一二頁、道長の上表は『本朝統文粹』六五頁、頼通の上表は『公卿補任』治暦三年、忠実の上表は『本朝統文粹』六六頁、家実の上表は『玉藥』暦仁元年四月十日条により確認できる。
- 13、十四世紀以後の摂関准后二十七例中上表を行った者は、一条兼良（『公卿補任』長祿二年）と近衛家熙（『後中内記』享保十年十二月二十四日条）の二例のみである。
- 14、『玉藥』暦仁元年四月十日条所引の勅。
- 15、『為房卿記』寛治元年四月十二日条。
- 16、『実隆公記』明応六年正月三日条の摂関准后の勅例も、師実を准后の列に加えていない。
- 17、同書七十一、九条家、宮内庁書陵部蔵。
- 18、京都市『京都の歴史』三、五六頁、伊藤敬『新北朝の人と文学』一六四頁。

- 19、『実隆公記』明応六年正月十六日条所引。
- 20、『白石全集』六、四六〇頁。
- 21、東山御文庫本『一代要記』醍醐天皇皇女の欄。
- 22、『新訂増補故実叢書』七、二六七頁。
- 23、『本朝文粹』二、(国史大系本三〇〇三二頁)。
- 24、『御堂関白記』寛弘四年正月二十日条。
- 25、『中右記』保延三年四月十二日条。
- 26、井上光貞博士還暦記念会『古代史論叢』下所収(昭和五十三年)。
- 27、『権記』寛弘八年五月二十七日条。
- 28、『扶桑略記』は敏子の宣下を六月二十四日条にかけ、「一云、七月十日准三宮云々」と記しているが、『十三代要略』は七月十日とし、『大日本史料』も七月十日に掲げており、七月十日説に従う。
- 29、『三宮伝』下(書陵部蔵)には「永承五年叙従一位、後准后宣下、天喜元年出家」とある。
- 30、摂関家からの入内は、四条天皇の後に特に少なくなり、亀山・後醍醐兩天皇に各一例みられるが、その後は後陽成天皇の女御となった近衛前子まで中絶した。また立后は、元弘三年に珣子内親王が後醍醐天皇皇后とされた後は、徳川秀忠の女和子が寛永元年に後水尾天皇皇后となるまで例がなく、その後も江戸時代末まで靈元天皇皇后鷹司房子・東山天皇皇后幸子女王・光格天皇皇后欣子内親王の三例を数えるだけである。
- 31、『御室相承記』二(『仁和寺史料』寺誌編一)に「永保三年三月廿日叙二品御年七十九、去正暦元年撰政兼家出家後被蒙准三宮宣旨、准此例令叙給」とあるが、二品直叙に兼家出家後准三宮宣下の例を引くことは考え難く、兼家出家後の准三宮宣下を先例として、准三宮とされたものと思われる。
- 32、『日本紀略』正暦元年五月十三日条、ただし『一代要記』・『公卿補任』は共に二十三日としており、『大日本史料』も二十三日に掲げている。
- 33、『小右記』寛仁三年五月八日条。
- 34、『百鍊抄』十四、延応元年七月二十七日条。
- 35、『康富記』応永二十七年十一月二十日条。
- 36、『本朝文集』七十六(国史大系本五七五〇五七六頁)。
- 37、『諸宗儀範』二(『大日本史料』六一三、九〇二頁)。
- 38、『康富記』嘉吉二年六月十七日条。
- 39、『本朝世紀』卅七、久安五年十月十六日条。
- 40、『後愚昧記』永徳三年六月二十六日条。
- 41、『小右記』長和四年十二月十六・十七日条。
- 42、『御堂関白記』長和五年六月十日条。なお、『左経記』同日条にも「依母后御令旨、今日撰政殿并北方蒙准三宮宣旨」と明記されている。
- 43、桓教および増連の宣下事情については、『康富記』応永二十七年十一月十九日条、嘉吉二年六月十七日条により武家の執奏に依ることが知られる。
- 44、『水記』永正十六年十月十日条。
- 45、『守光公記』永正十一年八月七日条。
- 46、明応元年七月二十日に後土御門天皇典侍庭田朝子が薨すると、その翌日に准三宮追贈の議が起きた。しかし甘露寺親長の反対によって二十日付で消息宣下が行われた(『親長卿記』)。ついで天正八年十二月に薨じた万里小路房子は、初七日までに准三宮とされたが(『御湯殿上日記』)、後世にこの例を追贈とする史料はなく、柳筥賀子が追贈として取扱われた初例である。
- 47、『法令全書』慶応三年、および『復古記』一、二二二頁以下に所収の「二条斎敬家記」、「鷹司輔熙家記」等の史料による。
- 48、書陵部所蔵桂宮本。
- 49、『公文録』明治八年十一月宮内省伺第十六号(国立公文書館所蔵)。
- 50、伊藤博文『憲法資料』下、四八二頁以下。
- 51、小嶋和司「帝室典則について」(『柳瀬博士東北大学退職記念行政行為と憲法』所収、昭和四十七年)。
- 52、井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料編一、三六二頁。

准三宮一覽

A、撰関准后

No.	准后	父	准后宣下年月日(年齢)	宣下時の地位	天皇	天皇との関係	薨去年月日	備考
1	藤原 良房	藤原 冬嗣	貞観13(八七)・4・10(68)	撰政・太政大臣	清和	生母明子の父	貞観14(八七)・9・2	上表 日本三代実録
2	藤原 基経	藤原 長良	元慶6(八八)・2・1(47)	撰政・太政大臣	陽成	生母高子の兄	寛平3(九〇)・1・13	仁和4再宣下 日本三代実録
3	藤原 忠平	藤原 基経	天慶2(九二)・2・28(60)	撰政・太政大臣	朱雀	生母穩子の兄	天曆3(九四)・8・14	上表 真信公記抄
4	藤原 兼通	藤原 師輔	貞元2(九七)・11・4(53)	関白・太政大臣	円融	女御嬪子の父	貞元2(九七)・11・8	上表、正暦1再宣下、 寛仁3再宣下、 葉黄記 日本紀略
5	藤原 兼家	藤原 師輔	寛和2(九六)・8・25(58)	撰政・前右大臣	一条	生母詮子の父	正暦1(九〇)・7・2	御堂関白記
6	藤原 道長	藤原 兼家	長和5(〇六)・6・10(51)	撰政・左大臣	後一条	生母彰子の父	万寿4(〇七)・12・4	上表 扶桑略記
7	藤原 頼通	藤原 道長	治暦3(〇七)・10・7(76)	関白・前太政大臣	後冷泉	皇后寛子の父	承保1(〇七)・2・2	上表 為房卿記
8	(藤原師美)	藤原 頼通	寛治1(〇七)・4・12(46)	撰政・前左大臣	堀河	生母賢子養父	康和3(一〇)・2・13	固辞して受けず 公卿補任
9	藤原 忠実	藤原 師通	保延6(二四)・6・5(63)	前関白・前太政大臣	崇徳	生母高子の父	应保2(二六)・6・18	上表 玉薬
10	近衛 家実	近衛 基通	暦仁1(三三)・3・25(60)	前関白・前太政大臣	四条	生母高子の父	仁治3(三四)・12・27	上表 公卿補任
11	九条 道家	九条 良経	暦仁1(三三)・4・24(46)	前撰政・前左大臣	四条	生母高子の父	建長4(三五)・2・21	愚管記 任大臣宣下一会
12	二条 良基	二条 道平	永和2(三七)・1・1(57)	前関白・前左大臣	後円融		嘉慶2(三六)・6・13	上表 師郷記
13	一条 経嗣	二条 良基	应永22(四五)・11・28(58)	関白・前左大臣	称光		文明13(四一)・4・2	上表 宣胤卿記
14	一条 兼良	一条 経嗣	享徳2(四三)・6・26(52)	前関白・前太政大臣	後花園		文明13(四一)・4・2	上表 宣胤卿記
15	二条 持通	二条 持基	延徳1(四九)・4・5(73)	前関白・前太政大臣	後土御門		明応2(四九)・1・12	俗中消息宣下初
16	九条 政基	九条 満教	延徳3(四九)・11・28(47)	前関白・前左大臣	後土御門		永正13(五〇)・4・4	後法興院政家記
17	近衛 政家	近衛 房嗣	明応6(四七)・1・16(52)	前関白・前太政大臣	後土御門		永正2(四五)・6・19	後法興院政家記
18	近衛 尚通	近衛 政家	永正16(五九)・10・10(48)	前関白・前太政大臣	後柏原		天文13(五四)・8・26	尚通公記
19	二条 尹房	二条 尚基	天文2(五三)・2・5(38)	前関白・前左大臣	後奈良		天文20(五九)・8・29	言繼卿記
20	近衛 植家	近衛 尚通	天文4(五五)・12・4(33)	前関白・左大臣	後奈良		永禄9(一五)・7・10	後奈良院宸記
21	鷹司 兼輔	鷹司 政平	天文11(五二)・1・7(63)	前関白・前左大臣	後奈良		天文21(五二)・9・9	言繼卿記



B、皇族 准后

No.	准后	父	准后宣下年月日(年齢)	宣下地位時	天皇	天皇との関係	薨去年月日	備	考
4	脩子内親王	一条	寛弘4(1001).1.20(12)	故藤原伊尹室	一条	皇女	永承4(1034).2.7		御堂関白記
3	恵子女王	代明親王	永観2(964).12.1(?)		花山	外祖母	?		小石記
2	資子内親王	村上	天禄3(972).12.16(18)		円融	同母姉	長和4(1025).4.26		日本紀略
1	康子内親王	醍醐	天曆8(955).3.18(35)		村上	同母姉	?	上表、のち藤原師輔に嫁す	一代要記
38	九条 尚忠	二条 治孝	明治1(1868).9.18(71)	前関白・前左大臣	明 治	父帝女御の父	明治4(1871).8.21		華族系譜
37	鷹司 政通	鷹司 政熙	安政3(1856).8.8(68)	前関白・前太政大臣	孝 明		明治1(1868).10.16		橋本実麗日記
36	一条 忠良	一条 輝良	文政11(1828).9.25(55)	前関白・前左大臣	仁 孝	東宮後宮の父	天保8(1837).6.3		禁裏執次詰所日記
35	鷹司 政熙	鷹司 輔平	文化12(1825).2.17(55)	前関白・前左大臣	光 格	東宮後宮の父	天保12(1841).2.7		平田職厚日記
34	九条 尚実	九条 輔実	天明7(1777).9.18(71)	前関白・前太政大臣	光 格	生母磐代養父	天明7(1777).9.22		山科忠言卿記
33	近衛 内前	近衛 家久	安永6(1777).12.18(50)	関白・太政大臣	後 桃園	女御維子の父	天明5(1775).3.20		柳原紀光日記
32	一条 道香	一条 兼香	明和6(1769).9.4(48)	前関白・前左大臣	後 桜町	東宮の外舅	明和6(1769).9.5		柳原紀光日記
31	二条 吉忠	二条 綱平	明和6(1769).8.2	(前関白・前左大臣)	後 桜町	生母舎子の父	元文2(1777).8.3	追贈	柳原紀光日記
30	一条 兼香	一条 兼輝	宝暦1(1751).7.29(60)	前関白・太政大臣	桃 園	女御富子の父	宝暦1(1751).8.2		知音卿記
29	近衛 家久	近衛 家熙	元文2(1777).8.16(51)	前関白・前太政大臣	桜 町	生母尚子の兄	元文2(1777).8.17		八槐記
28	近衛 家熙	近衛 基熙	享保10(1755).12.21(59)	前摂政・前太政大臣	中 御門	女御尚子の父	元文1(1756).10.3	上表	御中内記
27	近衛 信尹	近衛 前久	慶長10(1655).8.28(41)	関白・前左大臣	後 陽成		慶長19(1644).11.25		時慶卿記
26	二条 昭実	二条 晴良	慶長10(1655).8.24(50)	前関白・前左大臣	後 陽成		元和5(1620).7.14		四卷之日記
25	九条 兼孝	二条 晴良	天正16(1578).2.18(36)	前関白・前左大臣	後 陽成		寛永13(1636).1.17		官公事抄
24	近衛 前久	近衛 植家	天正6(1578).1.20(43)	前関白・前左大臣	正 親町		慶長17(1612).5.8		公卿補任
23	二条 晴良	二条 尹房	永禄9(1566).12.24(41)	前関白・前左大臣	正 親町		天正7(1579).4.29		四卷之日記
22	一条 房通	一条 冬良	天文20(1551).9.3(43)	前関白・前左大臣	後 奈良		弘治2(1552).10.30		華族系譜

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
熙子内親王	礼子内親王	肅子内親王	昇子内親王	範子内親王	觀子内親王	式子内親王	妍子内親王	姝子内親王	暲子内親王	叔子内親王	統子内親王	禧子内親王	禎子内親王	善子内親王	令子内親王	篤子内親王	媿子内親王	聡子内親王	良子内親王	祐子内親王	馨子内親王	章子内親王	禎子内親王	敦康親王
後鳥羽	後鳥羽	後鳥羽	後鳥羽	高倉	後白河	後白河	鳥羽	鳥羽	鳥羽	鳥羽	鳥羽	鳥羽	白河	白河	白河	後三条	白河	後三条	後朱雀	後朱雀	後一条	後一条	三条	一条
建保6(三〇)・2・14(14)	元久1(三〇)・6・23(5)	元久1(三〇)・6・23(9)	建久7(二九)・4・16(2)	建久6(二九)・10・22(19)	文治5(二八)・12・5(9)	文治5(二八)・11・19(?)	?	保元2(二五)・1・23(17)	久安2(二四)・4・16(10)	保延3(二三)・4・12(3)	大治2(三七)・4・6(2)	保安三(三三)・8・24(1)	康和1(〇九)・10・20(19)	康和1(〇九)・10・20(23)	応徳1(〇八)・11・14(7)	承暦3(〇七)・8・17(20)	承暦2(〇七)・3・16(3)	延久1(〇六)・6・19(20)	寛徳2(〇四)・1・10(17)	長久1(〇四)・11・23(3)	長元4(〇三)・12・16(3)	長元3(〇三)・11・20(5)	長和4(〇五)・12・27(3)	寛弘8(〇一)・6・2(13)
伊勢齋宮		伊勢齋宮		元賀茂齋院		元賀茂齋院		東宮女御					伊勢齋宮			元賀茂齋院			伊勢齋宮					
順徳	土御門	土御門	後鳥羽	後鳥羽	後鳥羽	後鳥羽		後白河	近衛	崇徳	崇徳	鳥羽	堀河	堀河	白河	白河	白河	後三条	後朱雀	後朱雀	後一条	後一条	三条	一条
異母妹	異母妹	異母妹	皇女	異母妹				異母妹	同母妹	同母妹	同母妹	皇女	同母妹	異母妹	皇女	同母妹	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇女	皇子
?	文永10(三七)・8・2	?	建暦1(三一)・11・8	承元4(三〇)・4・12	建長4(三五)・6・8	建仁1(三〇)・1・25	応保1(二六)・10・3	安元2(二五)・6・13	建暦1(三三)・6・26	久安4(二四)・12・8	文治5(二八)・7・20	長承2(二三)・10・10	保元1(二五)・1・5	長承1(二三)・12・1	天養1(二四)・4・21	永久2(二四)・10・1	永長1(〇六)・8・7	天承1(二三)・9・4	承暦1(〇七)・8・26	長治2(二五)・11・7	寛治7(〇三)・9・4	長治2(二五)・9・17	嘉保1(〇四)・1・16	寛仁2(〇八)・12・17
	同日内親王・齋院、のち嘉陽門院		のち皇后、春華門院	のち皇后、坊門院	同日内親王、のち宣陽門院		のち齋宮	のち二条皇后、高松院	のち八条院		同日齋院、のち皇后、上西門院	のち齋院	同日齋院		のち齋院、皇后、大皇太后	のち堀河皇后	のち齋宮、皇后、郁芳門院			同日齋院、のち後三条皇后		のち後冷泉皇后、皇太后、太皇太后、二条院	のち後朱雀皇后、皇太后、太皇太后、陽明門院	寛仁2(〇八)・12・17
百鍊抄	明月記	仲資王記	明月記	三長記	玉葉	仲資王記	本朝皇胤紹運録	女院伝	台記	中右記	中右記	一代要記	長秋記	長秋記	一代要記	扶桑略記	女院伝	扶桑略記	十三代要略	春記	左経記	日本紀略	小右記	権記

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	
璜子内親王	祿子内親王	權子内親王	嬖子内親王	延子内親王	璿子内親王	瑞子女王	永子内親王	憲子内親王	誉子内親王	嬖子内親王	久子内親王	禪子内親王	掄子女王	悦子内親王	愷子内親王	綜子内親王	義子内親王	体子内親王	穉子内親王	暉子内親王	覚子内親王	諦子内親王	暲子内親王	利子内親王	
後伏見	後宇多	後醍醐	後二条	伏見	伏見	宗尊親王	後深草	龜山	伏見	後深草	後深草	後嵯峨	宗尊親王	後嵯峨	後嵯峨	後嵯峨	仲恭	後堀河	順德	後堀河	土御門	順德	後堀河	守貞親王	
建武3(三三六)・4・2(?)	元徳3(三三三)・10・25(?)	元徳3(三三三)・1・12(17)	元応2(三三〇)・8・23(19)	応長1(三三一)・8・10(21)	延慶2(三三七)・6・27(23)	乾元1(三三〇)・1・20(30)	永仁5(三三七)・12・28(?)	永仁4(三三六)・8・11(24)	永仁3(三三五)・8・15(?)	永仁2(三三四)・2・29(7)	正応4(三三九)・4・6(20)	正応2(三三九)・12・10(28)	?	弘安7(三三四)・2・28(26)	文永4(三三六)・6・26(16)	弘長3(三三六)・7・27(17)	弘長1(三三六)・3・8(28)	康元1(三五五)・2・7(26)	建長3(三五五)・11・13(36)	寛元1(三四四)・7・24(16)	寛元1(三四四)・4・27(31)	嘉禎2(三三三)・12・7(20)	嘉禎1(三三五)・2・3(4)	寛喜1(三三九)・4・2(33)	
	東宮邦良妃	伊勢齋宮				後宇多後宮						龜山後宮		伊勢齋宮				後嵯峨後宮						伊勢齋宮	
後醍醐	光厳	後醍醐	後醍醐	花園	花園	後二条	伏見	伏見	伏見	伏見	伏見	伏見		後宇多	龜山	龜山	龜山	後深草	後深草	後嵯峨	後嵯峨	四條	四條	後堀河	
		皇女		同母姉	同母姉	同母姉	異母妹		皇女	異母妹	同母妹	同母妹			異母妹	同母姉					同母姉		同母妹	同母姉	
?	?	貞治1(三三三)・5・7	貞治1(三三三)・5・20	?	延慶3(三三〇)・10・8	元徳1(三三九)・8・29	曆応1(三三六)・3	正中1(三三四)・3・12	建武3(三三六)・10・10	文和1(三三三)・8・11	貞和2(三三六)・4・25	永仁2(三三四)・11・25	?	正慶1(三三三)・2・10	弘安7(三三四)・2・15	文永6(三三九)・3・1	正徳2(三三九)・12・7	正安3(三三〇)・12・17	弘安2(三五九)・11・21	弘安2(三三〇)・5・3	正安2(三三〇)・5・3	弘安8(三五五)・8・23	寛元1(三四四)・3・29	嘉禎3(三三七)・8・2	建長3(三五五)・1・2
同日章徳門院	同日崇明門院	のち光厳後宮、宣政門院	同日寿成門院	同日内親王、のち延明門院	同日朔平門院	同日永嘉門院	のち章善門院	同日昭慶門院	同日内親王、のち章義門院	同日内親王、のち陽徳門院	同日内親王、のち永陽門院	同日五条院	龜山後宮	同日延政門院	同日月華門院	同日和徳門院	同日神仙門院	同日永安門院	同日永安門院	のち室町院	同日内親王、のち正親町院	のち明義門院	同日義門院	のち皇后、式乾門院	
女院記	女院小伝	女院小伝	歴代皇紀	女院小伝	院号定部類記	院号宣下部類記	女院小伝	院号定部類記	実躬卿記	実躬卿記	女院小伝	歴代皇紀	本朝皇胤紹運録	勸仲記	新抄	歴代皇紀	歴代皇紀	女院小伝	百鍊抄	百鍊抄	百鍊抄	百鍊抄	玉藥	女院記	

C、後宮准后

No.	准后	父	准后宣下年月日(年齢)	宣下地位	天皇	天皇との関係	薨去年月日	備	考
13	平棟子	平棟基	建長2(二三〇)以降	後嵯峨典侍	後嵯峨	先帝女御	弘長2(二三〇)・1・5	のち宣仁門院	尊卑分脈
12	九条彦子	九条教実	仁治3(二三三)・12・18(16)	四条女御	後堀河	生母	曆仁1(二三〇)・10・3	のち北白河院	平戸記
11	持明院陳子	持明院基家	貞応1(二三三)・4・13(50)	守貞親王妃	後堀河	生母	文永1(二六四)・8・29	のち修明門院	百鍊抄
10	藤原重子	藤原範季	承元1(二二七)・6・7(26)	後鳥羽後宮	土御門	生母	正嘉1(二五七)・7・5	のち承明門院	猪隈関白記
9	源在子	能円	正治1(二九六)・12・13(29)	後鳥羽後宮	土御門	生母	安貞2(二三〇)・9・16	のち七条院	玉葉
8	藤原殖子	藤原信隆	建久1(二九〇)・4・19(34)	高倉典侍	後鳥羽	生母	?	のち皇后、美福門院	兵範記
7	藤原通子	藤原基実	養和1(二八二)・2・17(19)	高倉後宮	安德	准母	永曆1(二六〇)・11・23	のち泰子、皇后、高陽院	中右記
6	藤原得子	藤原長実	永治1(二四四)・3・7(25)	鳥羽女御	崇徳	父帝女御	久寿2(二五五)・12・16	のち皇后、高陽院	扶桑略記
5	藤原勲子	藤原忠実	長承3(二三四)・3・2(40)	鳥羽後宮	崇徳	父帝女御	長承1(二三三)・8・17	のち皇后、高陽院	一代要記
4	藤原道子	藤原能長	承保2(二〇五)・12・28(34)	白河女御	白河	配偶	長承3(二三四)・7・2	のち皇后、高陽院	扶桑略記
3	源基子	源基平	延久4(二七〇)・12・1(24)	後三条女御	後三条	配偶	治曆4(二六六)・8・21	のち皇后、高陽院	三宮伝
2	藤原生子	藤原教通	天喜1(二五三)・3以前	後朱雀女御	後冷泉	父帝女御	康和4(二〇〇)・8・17	のち皇后、皇太后	十三代要略
1	藤原歆子	藤原教通	永承6(二五五)・7・10(31)	後冷泉女御	後冷泉	配偶	?	のち皇后、皇太后	女院小伝

62	淑子内親王	仁孝	慶応2(一八六六)・4・22(38)	桂宮当主	孝明	異母姉	明治14(一八八二)・10・3	同日徽安門院	女院小伝
61	欣子内親王	後桃園	寛政5(一七五五)・12・24(15)	光	光格	立后治定	弘化3(一八四二)・6・20	同日徽安門院	日本帝皇系図
60	孝子内親王	後光明	享保10(一七五五)・6・26(76)	中御門	中山	配偶	享保10(一七五五)・6・26	同日徽安門院	愚管記
59	幸子女王	幸仁親王	宝永4(一七〇七)・5・3(28)	東山女御	東山	同母姉	享保5(一七五〇)・2・10	同日徽安門院	泰重卿記
58	清子内親王	後陽成	寛永6(一六二九)・10・29(37)	鷹司信尚室	後水尾	同母姉	延宝2(一六五四)・12・9	同日徽安門院	季連宿禰記
57	治子内親王	後光厳	?	?	?	?	?	同日徽安門院	愚管記
56	欣子内親王	後醍醐	?	?	?	?	?	同日徽安門院	日本帝皇系図
55	寿子内親王	花園	建武4(三三七)・2・7(20)	光厳後宮	光明	?	延文3(三三六)・4・2	同日徽安門院	女院小伝

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
園	園	近衛	勸修寺晴子 房子	万里小路 秀房	勸修寺藤子	庭田 朝子	藤原 信子	庭田 幸子	日野西資子	三条 敏子	紀 仲子	三条 秀子	阿野 廉子	正親町実子	洞院 季子	一条 瑣子	五辻 経子	西園寺寧子	久我 基子	藤原 忠子	西園寺瑛子	西園寺相子	洞院 愔子	近衛 位子
園	園	近衛	勸修寺晴右	万里小路 秀房	勸修寺教秀	庭田 長賢	藤原 孝長	庭田 経有	日野西資国	三条 公忠	紀 通清	三条 公秀	阿野 公廉	正親町実明	洞院 実雄	一条 実経	五辻 経氏	西園寺公衡	久我 具守	藤原 忠継	西園寺実兼	西園寺公相	洞院 実雄	近衛 基平
延宝5(六七)・7・5(54)	承応3(六五)・8・18(53)	元和6(六〇)・6・2(56)	天正14(五八)・11・20(34)	天正9(五三)・1・5	大永6(五二)・5・20(63)	明応1(四六)・7・20(56)	文明3(四七)・⑧・10(61)	文安1(四四)・4・26(55)	応永32(四五)・7・29(42)	応永2(三五)・4・9(45)	康暦2(三〇)・1・28(42)	文和1(三五)・10・29(42)	建武2(三五)・4・26(35)	正慶1(三三)・12・13(36)	嘉暦1(三六)・2・7(62)	元応2(三〇)・2・26(53)	延慶年中	延慶2(三九)・1・13(18)	延慶1(三〇)・12・2(40)	正安3(三〇)・7・20(34)	正安3(三〇)・3・19(30)	正応3(三九)・1・19(?)	正応1(三六)・12・16(43)	建治1(三五)・2・22(14)
後水尾後宮	後水尾後宮	後陽成女御	誠仁親王妃	正親町典侍	後柏原典侍	後土御門 典侍	後花園後宮	貞成親王室	後小松典侍	後円融後宮	後光厳典侍	光厳典侍	後醍醐後宮	花園後宮	伏見後宮	後宇多尚侍	伏見典侍	後伏見女御	後宇多後宮	後宇多典侍	龜山後宮	後深草後宮	後深草後宮	龜山後宮
靈	後光明	後水尾	後陽成	正親町	後奈良	後土御門	後土御門	後花園	称 光	後小松	後円融	後光厳	後醍醐	光 敏	後醍醐	後醍醐	花園	花園	花園	後二条	後二条	伏 見	伏 見	後宇多
生母	生母	生母	生母	配偶	生母	配偶	生母	生母	生母	生母	生母	生母	配偶	花園生母	父帝尚侍	父帝尚侍	後伏見生母	兄弟女御	後二条生母	父帝典侍	祖父帝後宮	父帝後宮	生母	父帝後宮
延宝5(六七)・7・5	明暦2(六五)・2・11	寛永7(六〇)・7・3	元和6(六〇)・2・15	天正8(五二)・12・29	天文4(五五)・1・11	明応1(四六)・7・20	長享2(四八)・4・28	文安5(四八)・4・13	永享12(四四)・9・8	応永13(四六)・12・27	応永34(四七)・5・20	文和1(三五)・11・28	延文4(三五)・4・29	延文5(三〇)・9・5	建武3(三六)・2・13	曆応1(三六)・3・26	正中1(三三)・10・11	延文2(三三)・⑦・22	文和4(三五)・8・26	元応1(三九)・11・15	建武3(三六)・6・26	?	元徳1(三九)・8・30	永仁4(三九)・1・22
同日新広義門院・薨	同日壬生院	同日中和門院	のち新上東門院		のち豊楽門院		のち嘉楽門院	のち敷政門院	同日光範門院	のち通陽門院	のち崇賢門院	同日陽祿門院	のち皇太后、新待賢門院 (後村上生母)	のち宣光門院	同日頭親門院	同日万秋門院		同日広義門院	同日西華門院	後醍醐生母、のち談天門院	同日昭訓門院		同日玄輝門院	同日女御、のち新陽明門院
季連宿祢記	宣胤卿記	孝亮宿祢記	御湯殿上日記		実隆公記		親長卿記	康富記	歴代皇紀	薩戒記	愚管記	園太曆	匡遠宿祢記	女院小伝	歴代皇紀	花園院宸記	花園院宸記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	院号定部類記	伏見院宸記	歴代皇紀	女院小伝

D、僧徒 准后  
a、皇族

No.	准后	父	准后宣下年月日(年齢)	宣下時の地位	天皇	天皇との関係	薨去年月日	備	考
7	性信親王	三条	永保3(一八三二)・2以降	仁和寺	白河	心徳2(一八六五)・9・27		のち越前配流	本朝皇胤紹運録 釈家官班記
6	尊珍親王	龜山	嘉曆3(一三三六)・1・30(24)	三井長吏	後醍醐	?			釈家官班記
5	尊 興	滿仁親王	?	勸修寺	後花園	心徳2(一八六五)・9・27		同日薨	勸修寺門跡伝
4	承道親王	世平王	享徳2(一四五五)・9・10(46)	仁和寺		心徳2(一八六五)・9・27			華頂要略
3	静覚親王	邦康親王	?	仁和寺		文龜3(一五〇〇)・7・15			仁和寺御室系譜
2	義 桓	全明親王	?	実相院		?			門跡伝
1	覚 恕	後奈良	弘治3(一五五七)・8・28(43)	北野別当	後奈良皇子	天正2(一五五四)・1・3			諸寺院上申

51	鷹司 房子	鷹司 教平	天和2(一六六二)・12・7(30)	靈元女御	靈元	正徳2(一七三三)・4・14	のち皇后、新上西門院	兼輝公記
50	鷹司 隆子	鷹司 隆致	貞享2(一六五五)・5・17(82)	後水尾掌侍	靈元	貞享2(一六五五)・5・22	同日逢春門院	基量卿記
49	松木 宗子	松木 宗条	元禄2(一六六九)・1・29(33)	靈元典侍	東山	享保17(一七五三)・8・30	のち敬法門院	基熙公記
48	柳筥 賀子	柳筥 隆賀	宝永7(一七三〇)・3・26	(東山典侍)	生母	宝永6(一七三九)・12・29	追贈・新崇賢門院	光栄公記
47	近衛 尚子	近衛 家熙	享保5(一七三〇)・1・20(19)	中御門女御	中御門	享保5(一七三〇)・1・20	同日薨、のち新中和門院、贈皇太后	基長卿記
46	二条 舍子	二条 吉忠	元文5(一七四〇)・5・27(25)	桜町女御	配偶	寛政2(一七九〇)・1・29	贈皇太后、青綺門院	八槐記
45	一条 富子	一条 兼香	宝曆9(一七五九)・3・21(17)	桃園女御	配偶	寛政7(一七五五)・11・30	のち皇太后、恭礼門院	八槐記
44	近衛 維子	近衛 内前	安永8(一七九七)・6・3(21)	後桃園女御	配偶	天明3(一七八三)・10・12	のち皇太后、盛化門院	柳原紀光日記
43	鷹司 繫子	鷹司 政熙	文政3(一八二〇)・12・26(23)	仁孝女御	配偶	文政6(一八三三)・4・2	薨後新皇嘉門院、贈皇后	禁裏執次詰所日記
42	鷹司 祺子	鷹司 政熙	天保1(一八三〇)・5・22(20)	仁孝女御	配偶	弘化4(一八四三)・10・13	のち皇太后、新朔平門院	野宮定祥日記
41	勸修寺婧子	勸修寺経逸	弘化1(一八四〇)・2・13	(光格典侍)	生母	天保14(一八四三)・3・21	追贈・東京極院	山科言成卿記
40	正親町雅子	正親町実光	嘉永3(一八五〇)・2・27(48)	仁孝典侍	生母	安政3(一八五二)・7・6	同日新待賢門院	橋本実麗日記
39	九条 夙子	九条 尚忠	嘉永6(一八五三)・5・7(20)	孝明女御	孝明	明治30(一八九七)・1・11	のち皇太后	東坊城聡長日記

b、非皇族

16	15	14	13	12	11	10	9	8
慈性親王	盈仁親王	公猷親王	尊真親王	永皎女王	忠誉親王	公遵親王	公寬親王	公弁親王
韶仁親王	典仁親王	織仁親王	貞建親王	中御門	中御門	中御門	東山	後西
文久2(八六〇)・5・22(50)	天保1(八三〇)・11・21(59)	文政11(八二〇)・10・28(40)	文化13(八二〇)・8・13(73)	文化5(八〇〇)・7・2(77)	天明8(七九〇)・4・7(67)	寬延2(七四九)・7・13(28)	享保16(七三三)・8・27(35)	宝永4(七〇七)・11・6(39)
輪王寺、天台座主	聖護院	輪王寺	青蓮院	大聖寺	聖護院、三井長吏	輪王寺、天台座主	輪王寺、天台座主	輪王寺、天台座主
孝明	仁孝	仁孝	光格	光格	光格	桃園	中御門	東山
							異母兄	
慶応3(八六七)・11・24	天保1(八三〇)・10・27	天保14(八四三)・9・11	文政7(八四〇)・3・17	文化5(八〇〇)・6・13	天明8(七九〇)・4・11	天明8(七九〇)・3・21	元文3(七五三)・3・15	享保1(七〇六)・4・17
	11月23日發喪	のち舜仁		7月4日發喪				
野宮定功日記	山科言成卿記	平田職寅日記	華頂要略	公明卿記	禁裏執次詰所日記	頼言卿記	日野西資敬日記	輝光卿記

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.
満意	道意	桓教	義昭	義円	法尊	良昭	良玄	良瑜	道昭	道瑜	道玄	法助	准后
二条良基	二条良基	二条良基	足利義満	足利義満	足利義満	近衛道嗣	二条良基	二条兼基	一条家経	二条良実	二条良実	九条道家	父
応永29(四三三)・12・8(?)	?	応永27(四三〇)・11・20(?)	応永22(四二五)・8・9(11)	応永21(四二四)・5・22(21)	応永19(四二二)・4・16(17)	?	?	明德1(三三〇)・12・24(60)	建武3(三三六)・12・8(?)	?	嘉元1(三三〇)・12・14(67)	延応1(三三九)・7・27(13)	准后宣下年月日(年齢)
聖護院	聖護院	実乘院	大覚寺	青蓮院	仁和寺	一乘院	一乘院	実相院	常住院	如意寺	青蓮院、天台座主	仁和寺、阿闍梨	宣下時の地位
称光	称光	称光	称光	称光	後小松			後小松	光明		後二条	四二条	天皇
													天皇との関係
寛正6(四四五)・7・15	永享1(四九五)・10・15	応永31(四四四)・2・6	嘉吉1(四四一)・3・13	嘉吉1(四四一)・6・24	応永25(四二八)・2・15	?	?	応永4(三三九)・8・21	文和4(三五五)・12・20	延慶2(三三九)・7・5	嘉元2(三三〇)・11・13	弘安7(三三四)・11・27	薨去年月日
				のち還俗、足利義教									備
康富記	華頂要略	康富記	統史愚抄	華頂要略	仁和寺御伝	華頂要略	華頂要略	華頂要略	積家官班記	華頂要略	華頂要略	百鍊抄	考

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14
公	尊	光	義	道	聖	道	義	忠	性	敵	教	性	尊	經	道	良	祐	義	增	義	持	尊	增	滿
海	勢	佐	演	澄	信	增	俊	敵	守	宝	覚	深	応	覚	興	什	敵	賢	運	承	弁	経	詮	濟
花山院忠長	近衛 前久	光 晴良	二条 房通	近衛 尚通	近衛 尚通	近衛 尚通	近衛 尚通	九条 政忠	二条 政嗣	一条 兼良	徳大寺実盛	鷹司 房平	二条 持基	衣笠 経平	近衛 房嗣	一条 経嗣	一条 経嗣	足利 満詮	近衛 房嗣	足利 義満	足利 満詮	足利 義詮	足利 義詮	今小路師冬
元禄5(元禄)・6・11(86)	慶長3(元禄)・7・16(36)	天正14(天禄)・11・13(44)	天正13(天禄)・7・12(28)	天正10(天禄)・5・13(?)	天正10(天禄)・5・13(?)	天正10(天禄)・5・13(?)	天文8(天禄)・4・14(36)	?	永正15(天禄)・12・28(44)	文明13(天禄)・11・23(49)	文明8(天禄)・4・28(?)	文明6(天禄)・10・5(?)	文明2(天禄)	文明1(天禄)	寛正6(天禄)・12・7(?)	寛正1(天禄)・6・5(?)	宝徳1(天禄)・9・26(?)	文安5(天禄)・12・30(50)	嘉吉2(天禄)・6・17(?)	嘉吉1(天禄)・8・30(?)	永享2(天禄)	永享1(天禄)・12・15(?)	?	正長1(天禄)・4・20(51)
毘沙門堂	一乘院	本願寺	三宝院	聖護院	勅修寺	聖護院	大覚寺	随心院	大覚寺	随心院、東大寺別当	妙法院	大覚寺	青蓮院	安井寺	聖護院	曼殊院	随心院	三宝院	実相院	三千院、天台座主	浄土寺	常住院	実相院	三宝院
東山	後陽成	後陽成	正親町	正親町	後奈良	後奈良	後奈良	後柏原	後土御門	後土御門	後土御門	後土御門	後土御門	後土御門	後土御門	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	後花園	称光
元禄8(元禄)・10・16	元和2(天禄)・5・3	文禄1(天禄)・11・24	寛永3(天禄)・④・21	?	文禄1(天禄)・3・8	元亀2(天禄)・3・1	永禄10(天禄)・1・12	?	享禄3(天禄)・11・26	文明13(天禄)・12・2	?	?	永正11(天禄)・1・8	?	文亀1(天禄)・9・23	寛正1(天禄)・6・4	?	応仁2(天禄)・⑩・2	明応2(天禄)・11・26	応仁1(天禄)・11	?	?	?	永享7(天禄)・6・13
准后宣下一会	御湯殿上日記	言経卿記	四卷之日記	華頂要略	諸寺院上申	御湯殿上日記	華頂要略	華頂要略	宣胤卿記	後法興院政家記	雅久宿祿記	親長卿記	華頂要略	大乘院寺社雜事記	華頂要略	康富記	大乘院寺社雜事記	華頂要略	康富記	建内記	康富記 嘉吉2 六・一七	滿濟准后日記	華頂要略	滿濟准后日記



41	40	39
增護	亮深	高演
二条治孝	近衛経熙	鷹司輔平
文久3(一八六三)・10・28(60)	安政2(一八五五)・3・27(71)	天保5(一八三四)・3・16(62)
随心院	大覚寺	三宝院
孝明	孝明	仁孝
明治8(一八七五)・11・12	?	?
准三宮宣下一会	准后宣下一会	准三宮宣下一会

E、その他の准后

No.	准后	父	准后宣下年月日(年齢)	宣下時の地位	天皇	天皇との関係	薨去年月日	備考
14	足利義昭	足利義晴	天正16(一五六八)・1・13(52)	前将軍	後陽成			同日出家 公卿補任
13	足利義視	足利義教	延徳2(一四九二)・7・5(52)	前大納言	後土御門			後法興院政家記 公卿補任
12	足利義政	足利義教	寛正5(一四六四)・11・28(30)	將軍	後土御門	准母		公卿補任
11	日野康子	日野資康	応永13(一四〇六)・12・27(?)	足利義満室	後小松			荒曆 後愚昧記
10	足利義満	足利義詮	永徳3(一三三三)・6・26(26)	將軍	後小松			後愚昧記
9	北畠親房	北畠師重	?		後醍醐	皇后の母		常楽記
8	藤原貞子	藤原隆衡	建長6(一二五四)・7・26(59)	西園寺実氏室	後深草	皇后の母		今林准后 経俊卿記
7	藤原掬子	?	貞永1(一二三三)・12・27(?)	九条道家室	四条	生母の母		百鍊抄
6	平時子	平時信	治承4(一一二〇)・6・10(?)	平清盛室	安德	外祖母		百鍊抄
5	平清盛	平忠盛	治承4(一一二〇)・6・10(63)	入道前太政大臣	安德	外祖父		百鍊抄
4	平盛子	平清盛	仁安2(一二二六)・11・18(?)	故藤原基実室	六条	?		百鍊抄
3	藤原全子	藤原俊家	久安2(一二二五)・1・22(91)	摂政忠通祖母	近衛	?		台記
2	藤原宗子	藤原宗通	久安5(一二二七)・10・16(?)	摂政藤原忠通室	近衛	崇徳皇后母		本朝世紀
1	源倫子	源雅信	長和5(一一〇六)・6・10(53)	摂政藤原道長室	後一条	外祖母		御堂関白記

備考 1、宣下日が不詳の場合でも、史料の上で准三宮とみえる者は、表中のおおよその位置に掲出した。

2、改元の年は新年号で表記し、閏月は⑦の如く表わした。

3、備考欄中の史料名は、主に宣下日を示す史料を掲げている。